

これから住宅を建てられる みなさまへ

建設業界の現状

建設業では高齢化が進んでおり、建設業労働者のうち、

4分の1以上が60歳以上

となっている一方で、

29歳以下は1割程度

にとどまっています。

将来の担い手確保のためにも、若い方が建設業界に入って来やすくなるよう、魅力的な職場環境作りが必要です。

私たちにできること

例えば、建設業で働く方に対して、

著しく短い工期を前提とした工事依頼を控える

などにより、残業や休日出勤の削減に協力できます。

工事を発注する みなさま をお願いしたいこと

- 工事を発注する時は、長時間労働を前提としない、適正な工期で契約を締結することを心がけてください。
- 例えば、4週8閉所や週休2日制など、工事現場で働く方の休日数も考慮して工期が設定できるような注文をお願いいたします。



参考

建設事業には、2024年4月以降、以下の上限規制が適用されています。
(災害の復旧・復興の事業を行う場合を除く。)

- 原則、月45時間以内

臨時的にこれを超える必要がある場合でも、

- 1か月45時間を超える残業は年間6回まで
- 残業時間の上限は1年720時間まで
- 休日労働と合わせても1か月100時間未満、
2～6か月間で平均して80時間以内

法律による上限(特別条項)

年720時間
複数月平均80時間*
月100時間未満*
* 休日労働を含む

法律による上限(原則)

月45時間
年360時間

法定労働時間

1日8時間
週40時間

1年間 = 12か月

働き方改革特設ページ
「はたらきかたススめ」はこちら

